長 第 1 2 2 号 平成24年 4月20日

各指定居宅サービス事業所 各指定介護予防サービス事業所 各指定居宅介護支援事業所 各介護保険施設

開設者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課長 (公印省略)

指定介護サービス事業者等の事業所の住所変更について

このことについて、先般お知らせしたとおり平成24年4月1日より、和歌山市内の事業所については、指定介護サービス事業者等の指定・更新申請、変更届の手続等を和歌山市で行うことになりました。

下記の事項については、**変更届ではなく、旧事業所を廃止し、新たな事業所として 指定を受ける必要があります**のでご注意ください。

記

- 1. 和歌山市に所在する事業所が市外へ移転する場合。
- 2. 和歌山市以外に所在する事業所が和歌山市に移転する場合。

長寿社会課サービス指導班

TEL: 073-441-2527 (直通)

FAX: 073 - 441 - 2523